

令和3年度 事業報告書

令和3年 4月 1日 から 令和4年 3月31日まで

特定非営利活動法人 国民再生支援サポートセンター

1 事業の成果

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、予定していた全ての対面での活動を中止せざるを得なくなりました。

2 活動の中止に伴う影響

特定非営利活動に 係る事業

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により「対面での活動の中止、ボランティア活動の停止」により、計画されていたプロジェクトの実施が難しくなり、組織の目的を達成するための直接的な活動が大きく制限されました。また、対面でのコミュニケーションが困難になったことで、利用者や地域社会との関わりが減少し、その結果、社会的な孤立を深める要因ともなりました。

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
債務整理相談・支援活動事業	不特定多数の消費者(国民)に対し債務超過や収入の減収(解雇・倒産等)により、返済が困難になった相談者を対象とし、個々に合った生活改善に必要な支援活動(債務整理に必要な知識・銀行等の低金利から融資を受けられるような情報提供)を行う。また、消費者一人々にあった専門家をご紹介し、早期解決を図る。	無	-	1人	-	0
違法金融業広告物撤去事業	ホームページを開設して、活動内容を紹介し都民の借金に対する意識を改めて、家庭崩壊や自殺まで追い込まれる国民を減少させる為に普及啓発を行う。	無	-	1人	-	0
普及啓発に関する事業	生活困窮者に対し生活再建のための計画を策定し計画の進捗状況を定期的に握しながら、生活再建が図られるよう支援貸付助言又は指導を行う。	無	-	1人	-	0
生活困窮者向支援貸付事業	生活困窮者に対し、生活再建のための計画を策定し、計画の進捗状況を定期的に把握しながら、生活再建が図られるよう支援貸付、助言又は指導を行う。	無	-	1人	-	0

令和3年 特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書

令和3年04月01日から 令和4年03月31日まで

特定非営利活動法人

国民再生支援サポートセンター

(単位:円)

科目	金額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 入会金収入	0	
入会金収入	0	
賛助会員		0
2 会費収入		
正会費	0	
賛助会員	0	
		0
3 寄付金収入		
寄付金	0	
		0
4 生活困窮者支援貸付事業 貸付金		
貸付元本	0	
未収入金	0	
		0
5 その他収入		
任意団体からの繰入金	0	
		0
経常収入合計		0
II 経常支出の部		
1 事業費		
債務整理相談・支援活動事業費	0	
違法金融業広告撤去物撤去事業費	0	
普及啓発に関する事業	0	
生活困窮者支援貸付事業	0	
		0
2 管理費		
役員報酬	0	
什器備品費	0	
光熱水費	0	
租税公課	0	
		0
経常支出合計		0
経常収支差額		0
III その他資金収入の部		
1 固定資産売却収入	0	
その他の資金収入合計		0
IV その他資金支出の部		
1 固定資産取得支出	0	
その他の資金支出合計		0
当期収支差額		0
前期繰越収支差額		6,000

次期繰越収支差額			
(正味財産増減の部)			
V 正味財産増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額(再掲)	0		
2 負債減少額	0		
増加額合計		0	
VI 正味財産減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)	0		
2 負債増加額	0		
減少額合計		0	
当期正味財産増加額(又は減少額)			0
前期繰越正味財産額			6,000
当期正味財産合計			6,000

(注記)……備考の5を参照

(備考)

- 2 タイトルの年度の後の空欄部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業場合にあっては、「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別業として作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかったでも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、処理上は、事業の種類毎に区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注：業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)というように事業毎にする。
- 5 重要な会計方針等を計算書類に対する注記を欄外下に記載する。
(重要な会計方針とは、原価償却の方法及び資金の範囲等をいう。)
- 6 管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)に占める割合が2分の1以下であることが必要。(事業費>管理費)
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)
- 7 特定非営利活動促進法第5条第1項により、その他の事業において収益を生じたときは、特定非営利活動のために使用しなければならないとあるので、その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れることが必要。
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)

令和3年度

会計貸借対照表

令和3年03月31日現在

特定非営利活動法人 国民再生支援サポートセンター

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	6,000		
流動資産合計		6,000	
2 固定資産			
土地	0		
建物	0		
車両運搬具	0		
固定資産合計		0	
資産合計			6,000
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
未払金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金			
退職給与引当金			
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		6,000	
当期正味財産増減額		0	
正味財産合計			6,000
負債及び正味財産合計			6,000

令和3年度

会計財産目録

令和4年03月31日現在

特定非営利活動法人国民再生支援サポートセンター

(単位：円)

I 資産の部			
1 流動資産			
現金予金			
現金	6,000		
普通預金 三井住友銀行 池袋支	0		
流動資産合計		6,000	
2 固定資産			
土地	0		
建物	0		
固定資産合計		0	
資産合計			6,000
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
預り金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			6,000

社員のうち10人以上の者の名簿

令和4年03月31日現在

特定非営利活動法人 国民再生支援サポートセンター

	氏名	
1	飯瀨 勝広	[Redacted]
2	内田 隆広	
3	姉川 光国	
4	伊藤 直矢	
5	佐藤 栄治	
6	関野 泰由	
7	小松 義国	
8	飯瀨 悦子	
9	田村 寿孝	
10	和田 哲矢	
11		
12		